

仕様書(印刷物)											
業務名	令和8年度「広報いせ」印刷製本業務										
分類	ページ物(カタログ、PR誌、日誌、広報等)										
数量	1日号 54,600部 15日号 54,600部 (1回発行につき)	※印刷部数は、変更する場合がある。 ※印刷部数のうち、毎号60部を1年間の総集版用として業者で保管すること。									
発行日	毎月1日・15日(※1月・5月は、合併号のため月1回)の22回発行(令和8年4月15日号～令和9年4月1日号)										
ページ及び折り加工		ペラ物(端物) <input checked="" type="radio"/> ページ物(頁物)	折り加工 1日号:32ページ(平均) 15日号:12ページ(平均)	有無 両面 <input checked="" type="radio"/> 両面	片面 片側	印刷					
	※ページ数は、変更する場合がある。 ※右綴り2つ折り、穴あけはしない。										
印刷色数	1日号(合併号を含む):表紙・裏表紙・中面特集記事ページ(4ページ程度)は4色、その他のページは原則2色 15日号(1月15日号・5月15日号を除く):表紙・裏表紙は4色、その他のページは原則2色 ※臨時に4色ページを追加する場合あり(該当ページ位置は各号ごとに別途調整可能)。										
用紙	厚さ 色 サイズ 紙質 環境配慮	35kg以上 見本のとおり A4 マット紙 再生紙またはFSC®認証取得の用紙など環境に配慮した用紙であること									
印刷方式	オフセット印刷										
納期	【「広報いせ」1日号(合併号を含む)】 △二見町・小俣町・御薙町:発行月前月の21日・午前8時30分～午後5時 △旧伊勢市:発行月前月の22日・午前8時30分～午後5時 【「広報いせ」15日号(1月15日号・5月15日号を除く)】 △二見町・小俣町・御薙町:発行月の6日・午前8時30分～午後5時 △旧伊勢市:発行月の7日・午前8時30分～午後5時 ※ただし、納品日が土曜日・日曜日・祝日などに当たるときは、 その前後の平日で市が指定する日とする。 ※納期は変更する場合がある。また、一部納品日時の指定がある。 ※各納品場所への納品開始までに、市役所広報広聴課へ納品すること。 ※データは、校了日の翌日までに、PDF形式で納品すること。										
納品場所	・100部ごとに荷崩れないように梱包し、市が指定する納品場所(公民館・配布員宅など190カ所程度)・各総合支所・各支所・市役所広報広聴課へ納品する。 ※納品場所・戸数は変更する場合がある。詳細については別途指示することとする。 ※納品日に降雨が予想される場合、紙面の濡れ防止対策を講じて納品すること。										
印刷物見本	無 <input checked="" type="radio"/>	見本場所:伊勢市役所広報広聴課									
原稿	データ原稿(媒体はUSBメモリ・CD等やメール等でデータ送付)										
デザイン レイアウト	・デザイン・レイアウトは、原則、業者が行う。 ・本文は主として16級正体のユニバーサルデザインフォントとする。 ・校正段階において、デザイン・レイアウトを訂正する場合がある。										
校正	・5回程度 ・毎号、初稿校正指示時に制作担当者は、本市担当者と対面で打ち合わせを行うこと。										
発注課	課名・担当者 電話	広報広聴課・森 0596-21-5515									
その他	・毎月1日号(合併号を含む)に、4ページ程度の特集記事を企画(契約期間通しての計画・工程管理を含む)・取材・原稿作成すること。なお、特集記事のテーマは市と調整して決定する。 ・一部の記事について、原稿のリライト(漢字・仮名遣いの統一、分かりやすい表現への修正、情報の追加・削除の提案など)を行い紙面作成すること。(1日号〔合併号を含む〕は7ページ程度、15日号(1月15日号・5月15日号を除く)は3ページ程度) ・契約はそれぞれの単価で行うため、見積書には、2色刷りと4色刷りの各1ページ当たりの単価、特集記事1件当たりの作成単価、原稿リライト1ページ当たりの単価を記載した上で、1ヶ月発行部数当たり(1日号と15日号)の合計額を記載すること。 ・デザイン・印刷を一貫して行い、紙面全体のデザイン・文言の統一が確認できる担当者を別途配置すること。(部分的な委任または下請負については、あらかじめ書面にて市の承認を得た場合は可とする。ただし、全部または大部分を一括して第三者に委任または請け負わせてはならない) ・原則、審査作品の制作担当者が継続して業務を行うこととし、審査作品と比べてデザインなどの質が低下してはいけない。 ・本印刷物へ別印刷物の挟み込みが発生する場合があるため、対応すること(発生する場合、1回程度)。挟み込みに係る契約等は別途行うこととし、その経費についても別途支払うこととする。										